

よくあるご質問について

こちらでは、先導的人材マッチング事業に関して、よくお問い合わせ頂くご質問に対する回答を紹介しております。

※本資料は、必要に応じて随時更新予定です。適時適切にご確認ください。

Q 1	マッチングした人材がハイクラスな経営人材等にあたるか否かは、年収だけで判断されるのでしょうか。
A 1	マッチングした人材が、年収金額基準(目安)を満たしていない場合であっても、人材受入企業の経営課題の解決について、真に資する能力・経験を有していれば、補助金の交付対象となります。判断に迷われる場合には、執行管理団体まで、お問い合わせください。
Q 2	補助金の交付対象には、常勤雇用以外の形態の人材マッチングも含まれるのでしょうか。
A 2	常勤雇用以外の形態の人材マッチングも対象になり得ます。
Q 3	収支計画に計上できる対象経費は、直接案件獲得に要した人件費だけが含まれるのでしょうか。また、最終的に成約まで至らなかった案件に係る人件費は、対象外となるのでしょうか。
A 3	今回申請される人材マッチング事業の運営に係る経費全てが、対象となりますので、最終的に、成約まで至らなかった案件にかかる人件費も対象経費に含まれます。
Q 4	本事業において申請するコンソーシアムに含まれない職業紹介事業者と連携して、成約に至った場合には、補助対象となるのでしょうか。
A 4	申請するコンソーシアム外の職業紹介事業者との連携による成約は、補助対象外となります。

Q 5	応募資料「3. 参画団体の概要が分かる資料」は、会社案内のパンフレットや HP を出力したもので、良いですか。
A 5	問題ありません。

Q 6	公募申請に際しては、紙資料と電子資料のどちらかだけを提出すれば足りますか。
A 6	まずは、2020年5月22日(金)12時までに電子資料のみをご提出頂ければ結構です。 <u>※後日紙資料もご提出頂く予定ですが、紙資料の提出期限については、コロナ禍の情勢を見据えながら、別途ご案内予定です。</u>

Q 7	提案書におけるコンソーシアムの体制図について、どの程度具体的に記載すべきかを教えてください。
A 7	コンソーシアムに参加する各団体とその役割について記載いただくとともに、各団体においては、公募申請する人材マッチング事業に携わる人員について、所属別・役職別に人数を記載して下さい。

Q 8	申請主体において、応募申請時点で業務提携をしていないものの、将来提携を想定している職業紹介事業者をコンソーシアムに含めても良いでしょうか。
A 8	申請主体において、将来提携することについて機関決定がなされている場合には、ご記載頂いて問題ありません。

Q9	申請時にはコンソーシアムに含めていないものの、事業期間中に、新たに職業紹介事業者等をコンソーシアムに加えても良いでしょうか。また、その場合には、どのような手続きが必要でしょうか。
A9	事業期間中に新たに連携先を追加する場合には、変更申請を行って頂く必要がありますので、事前に必ず執行管理団体までご連絡下さい。変更申請をする際には、応募書類のうち、②提案書、③収支計画書、⑤参画団体の概要が分かる資料の修正・変更箇所のみを再度ご提出頂く必要があります。ご提出頂いた申請内容を、執行管理団体にて確認の上、変更可否をご連絡致します。なお、新たに追加する連携先によるマッチング案件は、変更申請が認められて以降のものに限られます。

Q10	二次審査のプレゼンテーションでは、提出した応募資料とは別にプレゼンテーション資料の準備が必要でしょうか。
A10	プレゼンテーション資料の準備は任意です。申請資料が大部ですので、例えば、応募者として特に強調したい場合などにご準備ください。準備される際には、二次審査前日(24時)までに同電子資料を「先導的人材マッチング事業」執行管理団体宛 (jp_cons_pioneering_hr@pwc.com)にメールにてご送付ください。電子書類を提出する際には、コンソーシアムの代表団体名が分かるようにご留意頂くと共に、メールの件名には「【先導的人材マッチング事業：プレゼンテーション資料】(申請主体名_二次審査日)」とご記載ください。

Q11	本事業において、持株会社の応募上の留意点を教えてください。
A11	持株会社が子会社である地域金融機関等との連携により一体的に人材マッチング事業を行っており、申請主体になり得ます。例えば、持株会社所属で、申請主体である子会社に出向させている場合は、外形的に持株会社が申請主体と考えられます。また、持株会社が申請主体である子会社の従業員の給与を立替えている場合は、人件費として計上できます。 各持株会社によって実情が異なる等、判断に迷われる場合には、執行管理団体まで、お問い合わせください。

Q12	「マッチング後、人材が6か月以内に退職した場合、当該者の成約に連動して交付された補助金は、全額返還していただきます」と公募要領に定められていますが、補助対象となる条件を教えてください。
A12	常勤雇用の場合は、①内定日が事業期間内(令和3年2月まで)の人材マッチングであること、②入社日が、令和3年4月1日までの人材マッチングであることの2つが、補助対象の条件となります。その上で、入社後、6か月以内の退職は補助対象から除外されます。 令和2年度: 7月, 8月, 9月, 10月, 11月, 12月 令和3年度: 1月, 2月, 3月, 4月, 5月, 6月 常勤雇用 (1) 8/1 内定 → 12/1 入社 → 補助対象 常勤雇用 (2) 12/1 内定 → 4/1 入社 → 補助対象 常勤雇用 (3) 2/1 内定 → 6/1 入社 → 補助対象外 常勤雇用以外の場合は、契約締結日と業務開始日の2つが、事業期間内の人材マッチングであることが補助対象の条件となります。契約期間が6か月以内であっても、契約満了の場合であれば、補助対象となります。 令和2年度: 7月, 8月, 9月, 10月, 11月, 12月 令和3年度: 1月, 2月, 3月, 4月, 5月, 6月 常勤雇用以外 (1) 9/1 契約締結 → 12/1 業務開始 → 補助対象 常勤雇用以外 (2) 10/1 契約締結 → 1/1 業務開始 → 補助対象 常勤雇用以外 (3) 2/1 契約締結 → 5/1 業務開始 → 補助対象外

Q13	職業紹介事業者とコンソーシアムを組むことを考えています。これに関連し、補助対象経費はどのように考えればよろしいでしょうか。
A13	申請主体における、職業紹介事業者等への業務委託費やシステム利用料等が、補助対象経費として想定されます。 なお、申請していただく経費は、補助金の交付上限を算定するためのものであり、補助金はいくまで本事業に即した人材マッチングの成約に応じて、成功報酬として支払われるものとお考えください。

Q14	弊社に在籍している/していた人材を本事業の対象としてもよいでしょうか。
Q14※	申請主体および申請主体に属するグループ企業に現に在籍している人材または当該申請主体および申請主体に属するグループ企業から退職して1年未満のOB人材については、対象とはなりません。 一方、例えば、申請主体および申請主体に属するグループ企業から退職した後、本事業対象となる受入企業以外の企業に1度就職し1年経過したOB人材に対する「サードキャリア」の人材マッチングは、本事業の対象となり得ます。 今般の新型コロナウイルス禍のような中堅・中小企業への資金繰り支援等が特に必要な経済情勢下においては、特にこのような資金繰り管理能力を有するOB人材のマッチングは有効な中小企業支援のひとつになると考えられます。

Q15	申請主体と、実施主体に含まれる職業紹介事業者等において、どのような役割分担をすれば補助対象となりますか。														
A15	本事業では、特に人材受入企業との接点を持つ申請主体が、人材受入企業の経営課題を適切に把握した上で、真に経営課題の解決に資する人材のマッチングを行うことや、人材受入企業の成長・生産性に繋げるためにマッチング後に継続的にフォローアップすることが重要と考えています。そのため、申請主体の取引先を職業紹介事業者等に紹介して人材マッチングをするケース（いわゆるビジネスマッチング）は補助対象外となりますのでご注意ください。 なお、以下に、人材紹介の流れに沿って、補助対象と認められるケース、認められないケースの例をあげていますので、参考としてください。 課題抽出 事業性評価による顧客の経営課題の把握・分析 日常的・継続的な関係強化での企業の目利き 企業の経営課題ヒアリング 人材マッチング 対話を通じて人材課題の抽出 人材要件の定義(求人要件作成) 候補者を人材要件と照合・選別(データベース利用) 応募意思確認 応募者の企業への推薦 面談の設定・実施 条件交渉・契約締結 フォローアップ 入社直後の在籍確認・フォロー 課題解決に向けた経営幹部層の定着支援 モニタリングと新たな経営課題の抽出 <table><tr><td>申請主体の取引先企業を職業紹介事業者等に紹介して人材マッチングをするケース</td><td>申請主体</td><td>職業紹介事業者等</td><td>補助対象外</td></tr><tr><td>申請主体が、取引先の経営課題及び人材課題の抽出、人材マッチング後のフォローアップを行うケース</td><td>申請主体</td><td>職業紹介事業者等</td><td>申請主体</td><td>補助対象</td></tr><tr><td>申請主体が、課題抽出からフォローアップまでの一連の流れの大部分を担当するケース</td><td>申請主体</td><td>職業紹介事業者等</td><td>申請主体</td><td>補助対象</td></tr></table>	申請主体の取引先企業を職業紹介事業者等に紹介して人材マッチングをするケース	申請主体	職業紹介事業者等	補助対象外	申請主体が、取引先の経営課題及び人材課題の抽出、人材マッチング後のフォローアップを行うケース	申請主体	職業紹介事業者等	申請主体	補助対象	申請主体が、課題抽出からフォローアップまでの一連の流れの大部分を担当するケース	申請主体	職業紹介事業者等	申請主体	補助対象
申請主体の取引先企業を職業紹介事業者等に紹介して人材マッチングをするケース	申請主体	職業紹介事業者等	補助対象外												
申請主体が、取引先の経営課題及び人材課題の抽出、人材マッチング後のフォローアップを行うケース	申請主体	職業紹介事業者等	申請主体	補助対象											
申請主体が、課題抽出からフォローアップまでの一連の流れの大部分を担当するケース	申請主体	職業紹介事業者等	申請主体	補助対象											

Q16	本事業の申請において、プロフェッショナル人材戦略拠点（以下、プロ拠点）を連携事業者とすることはできますか。
A16	プロフェッショナル人材事業（以下、プロ人材事業）は、国の地方創生推進交付金を活用して道府県が直接もしくは外部に委託して実施している事業であり、プロ拠点を本事業における直接的な連携事業者として申請することはできません。 なお、本事業の申請主体となる地域金融機関等が、プロ人材事業の実施主体から了解を得て、プロ拠点の業務の範囲内においてノウハウの提供等を受けることを妨げるものではありません。

Q17	二次審査の参加者は、こういったクラス・担当業務の者が適切でしょうか。
A17	特に指定するものではありませんが、今回の申請内容は多岐にわたるため、例えば本部の管理職の方等、申請主体ないしは申請主体が属する企業グループ全体の経営における、人材マッチング事業の位置づけや、方針を説明できる方のご参加が望ましいと考えます。

※既存の FAQ について一部、赤字にて文言を加筆いたしました。

以上